【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年５月15日
【四半期会計期間】	第12期第１四半期(自 平成26年１月１日　至 平成26年３月31日)
【会社名】	株式会社Ｎ・フィールド
【英訳名】	Ｎ・ＦＩＥＬＤ　Ｃｏ.,Ｌｔｄ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　野口　和輝
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜一丁目４番４号　アクア堂島東館
【電話番号】	06-6343-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務管理本部長　　髙木　三愛
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜一丁目４番４号　アクア堂島東館
【電話番号】	06-6343-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務管理本部長　　髙木　三愛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第１四半期 累計期間	第12期 第１四半期 累計期間	第11期
会計期間		自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日	自　平成26年１月１日 至　平成26年３月31日	自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日
売上高	(千円)	374,359	596,380	1,887,743
経常利益	(千円)	21,764	47,274	178,084
四半期(当期)純利益	(千円)	15,202	12,702	189,568
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	232,500	541,235	537,735
発行済株式総数	(株)	1,675	1,284,500	1,279,500
純資産額	(千円)	43,791	850,508	828,628
総資産額	(千円)	840,567	1,379,301	1,109,926
１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	3.63	1.98	38.67
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	(円)	―	1.96	37.26
１株当たり配当額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	5.2	61.5	74.7

(注) １．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
４．第11期第１四半期累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
５．当社は、平成25年６月17日付けで普通株式１株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期（当期）純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。
６．当社は、平成26年５月１日付けで普通株式１株につき普通株式５株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期（当期）純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

２ 【事業の内容】

当第１四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第１四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第１四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第１四半期累計期間におけるわが国経済は、円安・株高が進んだことに加え、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、企業収益や個人消費に改善の兆しは見られたものの、増税後の個人消費の冷え込みが予想される等、先行きに対する懸念が払拭できない状況が続いております。

当社の主要事業である精神科訪問看護事業を取り巻く環境につきましては、政府が発表している「2004年精神保健医療福祉の改革ビジョン」（精神科病床数を10年で約7万床削減）の達成へ向け、精神保健福祉法を改正（2014年4月施行）する等、精神障害者の医療の確保や退院支援に関する改革が国などによって進められており、在宅医療へのシフトが鮮明になってきております。

このような環境の中、当社におきましては、当第１四半期累計期間に事業所３拠点及び営業所18拠点を新規に開設し、全国15都道府県に57拠点（事業所31拠点、営業所26拠点）を設置しての運営を展開するに至っております。また、継続的に看護師確保のための採用活動を行うと共に、教育プログラムの充実やマネジメント層への研修に注力し、看護の質を高める活動も行ってまいりました。

これらの結果、当第１四半期累計期間における売上高は596,380千円（前年同期比59.3%増）、営業利益は48,497千円（前年同期比92.5%増）、経常利益は47,274千円（前年同期比117.2%増）、四半期純利益は12,702千円（前年同期比16.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第１四半期会計期間末における流動資産の残高は721,849千円（前事業年度末残高711,601千円）となり、前事業年度末に比べ10,248千円増加いたしました。その主な要因は、売掛金が28,289千円増加、流動資産のその他に含まれる前払費用が3,474千円増加したものの、現金及び預金が7,832千円、流動資産のその他に含まれる繰延税金資産が16,973千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第１四半期会計期間末における固定資産の残高は657,452千円（前事業年度末残高398,325千円）となり、前事業年度末に比べ259,127千円増加いたしました。その主な要因は、有形固定資産が247,764千円、投資その他の資産が13,950千円増加したものの、無形固定資産が2,588千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当第１四半期会計期間末における流動負債の残高は277,991千円（前事業年度末残高238,184千円）となり、前事業年度末に比べ39,807千円増加いたしました。その主な要因は、短期借入金が45,000千円、賞与引当金が20,470千円増加したものの、未払法人税等が30,632千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当第１四半期会計期間末における固定負債の残高は250,801千円（前事業年度末残高43,113千円）となり、前事業年度末に比べ207,687千円増加いたしました。その主な要因は、長期借入金が211,378千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第１四半期会計期間末における純資産の残高は850,508千円（前事業年度末残高828,628千円）となり、前事業年度末に比べ21,880千円増加いたしました。その要因は、資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,500千円、新株予約権が2,178千円増加したこと及び当第１四半期累計期間に四半期純利益を12,702千円計上したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第１四半期累計期間において、研究開発活動について特記すべき事項はありません。

(5) 主要な設備

当第１四半期累計期間において、主要な設備について特記すべき事項はありません。

(6) 販売実績

当第１四半期累計期間における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)
居宅事業部門	596,380
合　　計	596,380

(注) １．当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。
２．当第１四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	販売高(千円)	割合(%)
社会保険診療報酬支払基金　大阪支部	119,019	20.0
大阪府国民健康保険団体連合会	71,610	12.0

３．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,350,000
計	3,350,000

（注）平成26年４月３日開催の取締役会決議により、平成26年５月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は13,400,000株増加し、16,750,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)（平成26年３月31日）	提出日現在発行数(株)（平成26年５月15日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,284,500	6,422,500	東京証券取引所（マザーズ）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,284,500	6,422,500	―	―

（注）１．平成26年４月３日開催の取締役会決議により、平成26年５月１日付で１株を５株に株式分割いたしました。これにより株式数は、5,138,000株増加し、発行済株式総数は、6,422,500株となっております。
２．提出日現在発行数には、平成26年５月１日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第１四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年２月26日
新株予約権の数(個)	330(注)１、２
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)１、２、６
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,700(注)３
新株予約権の行使期間	平成27年４月１日から 平成34年３月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　13,766(注)６ 資本組入額　6,883(注)６
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

(注) 1　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
2　当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{新規発行前1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新株発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
4　新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
(1)新株予約権者は、下記（a）及び（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a) 平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合
割り当てられた新株予約権の20%
(b) 平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合
割り当てられた新株予約権の80%
ただし、平成26年12月期の経常利益が326百万円を下回っている場合には、（a）及び（b）の達成に係らず、新株予約権を行使することはできない。
なお、上記（a）及び（b）における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
(2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(3)新株予約権者は、次の(a)から(f)の一に該当した場合、新株予約権の行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
(c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
(d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
(e) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合（ただし、新株予約権が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる）
(f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(4)新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
(5)各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(6)新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。

５　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

６　平成26年４月３日開催の取締役会決議により、平成26年５月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で分割いたしました。これにより新株予約権の目的である株式の数は、平成26年５月１日以降、新株予約権１個につき100株から500株へと調整されております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額は、それぞれ５分の１へと調整されております。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年１月１日～平成26年３月31日（注）	5,000	1,284,500	3,500	541,235	3,500	511,235

（注）１　新株予約権の行使による増加であります。
２　平成26年５月１日を効力発生日として、普通株式１株を５株に分割し、これに伴い発行済株式総数が5,138,000株増加し、6,422,500株となっております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　1,278,900	12,789	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式　600	―	―
発行済株式総数	1,279,500	―	―
総株主の議決権	―	12,789	―

(注) 平成26年１月31日に新株予約権の行使5,000株により、当第１四半期会計期間末における発行済株式総数は5,000株増加し、1,284,500株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期会計期間(平成26年１月１日から平成26年３月31日まで)及び第１四半期累計期間(平成26年１月１日から平成26年３月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第１四半期会計期間 (平成26年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	228,358	220,526
売掛金	395,382	423,672
貯蔵品	685	1,064
その他	87,383	76,602
貸倒引当金	△209	△16
流動資産合計	711,601	721,849
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	85,692	210,950
土地	60,781	192,890
その他（純額）	101,857	92,254
有形固定資産合計	248,331	496,095
無形固定資産	67,739	65,150
投資その他の資産	82,254	96,205
固定資産合計	398,325	657,452
資産合計	1,109,926	1,379,301
負債の部		
流動負債		
短期借入金	－	45,000
未払法人税等	47,066	16,434
賞与引当金	6,801	27,271
その他	184,316	189,286
流動負債合計	238,184	277,991
固定負債		
長期借入金	－	211,378
退職給付引当金	1,876	3,002
その他	41,237	36,420
固定負債合計	43,113	250,801
負債合計	281,298	528,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	537,735	541,235
資本剰余金	507,735	511,235
利益剰余金	△216,841	△204,139
株主資本合計	828,628	848,330
新株予約権	－	2,178
純資産合計	828,628	850,508
負債純資産合計	1,109,926	1,379,301

(2)【四半期損益計算書】

【第１四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第１四半期累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)	当第１四半期累計期間 (自　平成26年１月１日 至　平成26年３月31日)
売上高	374,359	596,380
売上原価	237,801	400,717
売上総利益	136,557	195,663
販売費及び一般管理費	111,360	147,166
営業利益	25,196	48,497
営業外収益		
受取利息	48	123
受取保険金	－	179
その他	67	59
営業外収益合計	115	362
営業外費用		
支払利息	3,470	1,585
その他	76	－
営業外費用合計	3,547	1,585
経常利益	21,764	47,274
特別損失		
固定資産除却損	3,454	3,276
特別損失合計	3,454	3,276
税引前四半期純利益	18,310	43,997
法人税、住民税及び事業税	3,108	14,306
法人税等調整額	－	16,988
法人税等合計	3,108	31,295
四半期純利益	15,202	12,702

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第１四半期累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)	当第１四半期累計期間 (自　平成26年１月１日 至　平成26年３月31日)
減価償却費	9,997千円	14,564千円

(株主資本等関係)

前第１四半期累計期間(自　平成25年１月１日　至　平成25年３月31日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第１四半期累計期間(自　平成26年１月１日　至　平成26年３月31日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第１四半期累計期間 (自　平成25年１月１日 至　平成25年３月31日)	当第１四半期累計期間 (自　平成26年１月１日 至　平成26年３月31日)
(1) １株当たり四半期純利益金額	３円63銭	１円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	15,202	12,702
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	15,202	12,702
普通株式の期中平均株式数(株)	4,187,500	6,414,166
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	―	１円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	―	66,577
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

(注) １　前第１四半期累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２　当社は、平成25年６月17日付で普通株式１株につき普通株式500株の割合で、また、平成26年５月１日付で普通株式１株につき普通株式５株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

１．株式分割

当社は、平成26年４月３日開催の取締役会決議に基づき、平成26年５月１日付をもって株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、一単元当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成26年４月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、１株につき５株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数　1,284,500株
今回の分割により増加した株式数　5,138,000株
分割後の発行済株式総数　6,422,500株

③ 分割の効力発生日

平成26年５月１日

なお、これによる影響については、「１株当たり情報」に記載しております。

２．固定資産の取得及び資金の借入

当社は、平成26年３月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年４月17日に精神疾患を持つ方の入居をスムーズに行うことを目的としてワンルームマンション一棟（土地・建物）を取得いたしました。

１． 取得の理由

当社は、精神疾患を持つ方が地域で安全、安心、快適に、自立した生活を営むことができるよう、住居を紹介する賃貸事業を行っております。住居の紹介を希望される方は増加傾向にあるため、ワンルームマンション一棟（土地・建物）を購入し、空き部屋を斡旋することで入居をスムーズにできると考えており、一つのモデルケースとして取り組んでまいります。

２． 取得資産の内容

資産の内容	**土地及び建物**
所在地	**大阪市**
取得価額	**283百万円**

３． 資金の借入

当社は、上記固定資産の取得資金として、平成26年４月17日に資金の借入を実行しております。

(1) 借入先	**株式会社池田泉州銀行**
(2) 借入金額	**283百万円**
(3) 利率	**基準金利＋スプレッド**
(4) 借入実行日	**平成26年４月17日**
(5) 返済期限	**平成43年３月31日**
(6) 返済方法	**平成26年４月30日より毎月元利均等返済**
(7) 担保提供	**土地及び建物**

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年５月７日

株式会社N・フィールド
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　勝　基　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻　内　　章　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　川　雅　晴　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第12期事業年度の第１四半期会計期間(平成26年１月１日から平成26年３月31日まで)及び第１四半期累計期間(平成26年１月１日から平成26年３月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社N・フィールドの平成26年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に、固定資産の取得及び資金の借入に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。